

丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例及び丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 1 月 8 日に公布され、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行されることとなりました。丹波篠山市におきましても、部分休業制度を拡充し、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立が一層容易になるよう、丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正します。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和 6 年 5 月 3 1 日に公布され、その一部が令和 7 年 1 0 月 1 日から施行されます。このことを踏まえ、国においては令和 7 年 4 月 2 5 日に人事院規則が改正されました。国における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置との権衡を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるため、丹波篠山市勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

ア 現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内の部分休業」を「第 1 号部分休業」とし、新たに「1 年につき 7 7 時間 3 0 分（1 0 日相当）を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の一部または全部の時間を取得できる部分休業」を「第 2 号部分休業」として追加します。

【現行】

2 時間

1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないこと（部分休業）

【改正後】

2 時間

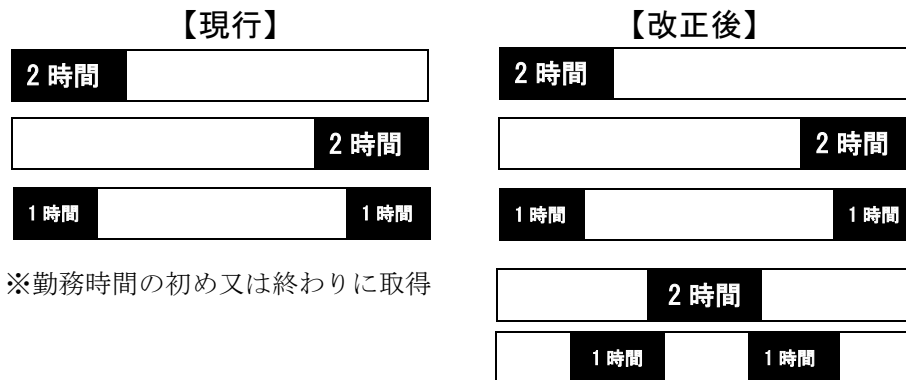
① 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないこと（第 1 号部分休業）

2 時間以上も可（1 日単位でも可）

② 1 年につき 10 日相当の範囲内で勤務しないこと（第 2 号部分休業）

※職員は、①②のいずれかを選択

イ 部分休業の取得時間帯を「勤務時間の初め又は終わり」に限る取扱いを廃止します。



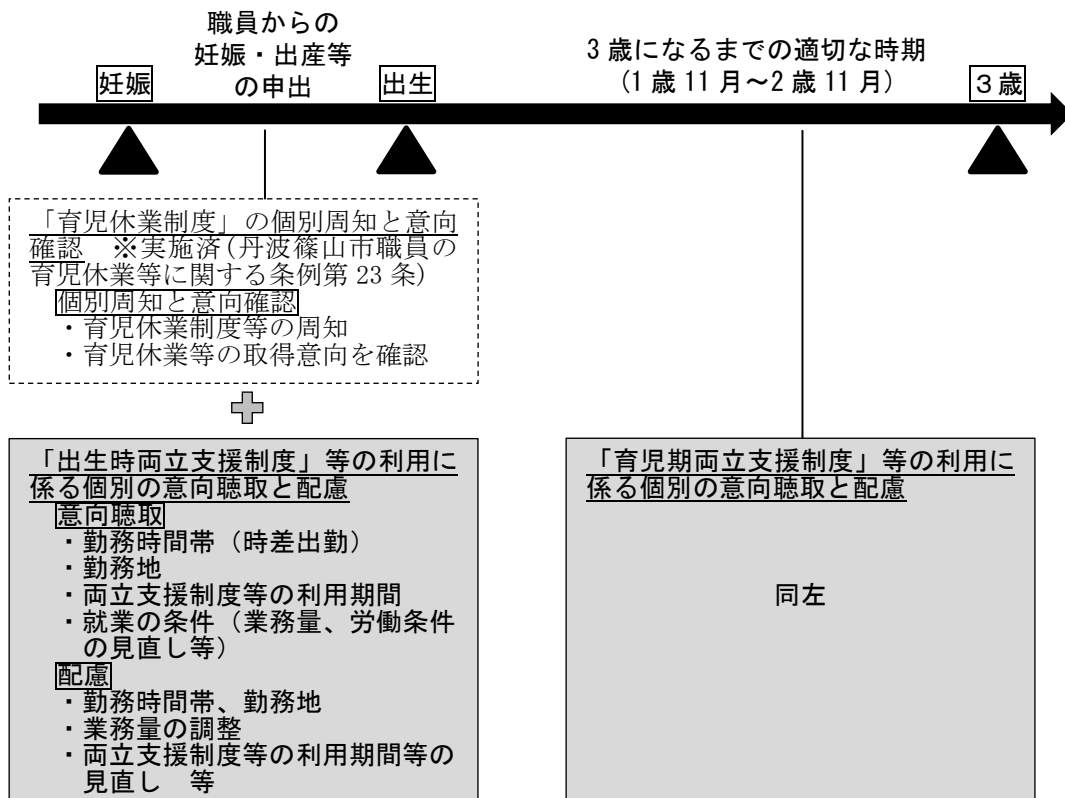
※勤務時間の初め又は終わりに取得

※勤務時間の合間に取得することも可

ウ 年度途中で第1号部分休業と第2号部分休業を変更できるとする「特別の事情」（配偶者が入院、配偶者と別居、その他申出に予測できなかった事実により著しい支障が生じると認められる場合）について規定します。

(2) 丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

「職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合」及び「子が3歳に達する前」の2回、育児に係る両立支援制度等に関する情報提供・意向確認・配慮を行うよう、任命権者に義務付けます。



3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年10月1日。ただし、下記の経過措置アの規定は、公布の日から施行します。

(2) 経過措置

ア この条例の施行日前においても、改正後の丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の4第2項の各号に掲げる措置（3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度を周知し、制度活用の意向を確認すること）を講ずることができることとし、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなします。

イ この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、半年間の適用となるため、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とします。

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

現在のこんだ薬師温泉ぬくもりの郷の施設を一部改修し、国土交通省が認定する道の駅に登録するにあたり、所要の改正を行います。

併せて、温浴施設の利用料（入浴料）について、近年の燃料費の高騰などの理由から上限額の見直しを行います。

2 改正の概要

- (1) 条例の名称を「丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例」から「丹波篠山市道の駅こんだぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例」に改めます。
- (2) 現行条例で規定する施設の設置目的「住民の健康福祉の増進及び農林業の振興」に、道の駅の設置目的である「①道路利用者の休憩機能、②情報発信機能、③地域連携機能」を通して、「地域交流の促進及び農林業の振興を図り、もって地域の活性化に資する」を加えます。
- (3) 現行条例で規定する施設（薬師温泉館、食材供給館、農産物加工館）に、道の駅の要件である、「24時間利用できるトイレ、駐車場、その他附帯施設」を加えます。
- (4) 現行条例で規定する業務（健康福祉の増進、公衆浴場の運営、食材の供給、農産物及び特産物の販売・加工・体験等）に、道の駅の主な業務内容である「道路利用者への休憩の場の提供」、「観光及び地域情報の発信」、「地域交流及び地域振興」を加えます。
- (5) 利用料金（入浴料）上限を、現行の「800円」から「1,000円」に引き上げます。

3 施行期日

この条例の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、別表の改正規定（利用料金上限の引き上げ）は、令和8年4月1日から施行します。

丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家庭で宅内給排水設備が破損して使用できない状況が長期化しました。工事を担う地元指定工事事業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことなどにより、工事を行う指定工事事業者の確保が困難な状況となったことが長期化した主な要因とされています。

これを踏まえて、令和 7 年 4 月 2 2 日、国土交通省から被災地での給排水設備工事の円滑な実施に向けて、災害その他非常の場合においては他の市町村等の指定工事事業者でも工事を行うことができるように条例等の改正について通知がありました。

丹波篠山市においても、災害その他非常の場合にあつて、地元指定工事事業者の確保が困難な場合は、他の市町村等の指定工事事業者による宅内給排水設備工事の実施を可能とし、復旧に対応する工事事業者を確保できるようにします。

このことに伴い、関連する丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例（平成 1 1 年篠山市条例第 1 6 6 号）、丹波篠山市下水道条例（平成 1 1 年篠山市条例第 1 8 9 号）、及び丹波篠山市水道事業給水条例（平成 1 1 年篠山市条例第 2 0 3 号）について改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 災害その他非常の場合における給排水設備工事事業者の確保

(第 1 条 丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例、第 2 条 丹波篠山市下水道条例、第 3 条 丹波篠山市水道事業給水条例)

災害などの場合で、地元指定工事事業者の確保が困難な場合は、他の市町村等の指定工事事業者が工事を施行することを可能とする。

(2) その他の文言修正（第 1 条、第 2 条関係）

条番号	改正箇所	改正前	改正後
第 1 条関係	丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例第 2 条第 2 号	配水管	排水管

第1条関係	丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例第7条	施工	施行
第2条関係	丹波篠山市下水道条例第4条見出し、第4条第3項、第11条第2項、第21条第1項	施工	施行
第2条関係	丹波篠山市下水道条例第28条第4号	前条	第26条

3 施行期日

公布の日

議案第54号説明資料

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方自治法の規定により、選挙管理委員会は4人の選挙管理委員を以てこれを組織するとされており、選挙管理委員会の会議を開くための定足数は3人以上とされ、定足数に満たない場合は、補充員の中からこれを補欠するとあります。これまで補充員の報酬額の規定がないことから、勤務日数に応じ報酬額を定めます。

2 改正の概要

別表選挙管理委員会の項中に補充員の報酬額を次のとおり定めます。

区 分	報酬額(改正前)	報酬額(改正後)
補充員(日額)	—	4,000円

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 7 年 6 月 4 日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布及び施行されるとともに、同日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布及び施行されました。

この改正は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたもので、同政令の基準に即して、所要の規定整理を行います。

2 改正の概要

- (1) 丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

選挙運動用ポスターの作成の公営

区分	現行単価	改正単価
印刷費	541円31銭	586円88銭

- (2) 丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

選挙運動用ビラの作成の公営

区分	現行単価	改正単価
一枚当たり	7円73銭	8円38銭

3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日

- (2) 経過措置

この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、改正前の規定を適用します。